

社会医療法人財団新和会 介護老人保健施設さとまち 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する介護老人保健施設さとまち（以下「施設」という。）が行う介護老人保健施設サービス事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正かつ高次な施設サービスを提供することを目的とします。

(運営方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえて、サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のケアを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにし、在宅復帰することを目的とします。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設サービスの提供に努めます。
- 3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりです。

名 称	社会医療法人財団新和会 介護老人保健施設さとまち
所在地	安城市里町畑下62番地

(職員定員)

第4条 施設には次の職員を配置します。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医 師 1名以上
- (3) 薬剤師 1名以上
- (4) 看護師 8.5名以上（常勤換算）
- (5) 介護職員 21.5名以上（常勤換算）
- (6) 介護支援専門員 1名以上
- (7) 支援相談員 1名以上
- (8) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（常勤換算）
- (9) 管理栄養士又は栄養士 1名以上
- (10) 事務職員 1名以上

(職種及び職務内容)

第5条 前条に規定する職員の職務内容は、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 管理者は、施設の職員及びその業務を統括し、管理・監督・指導を行います。
- (2) 医師は、利用者等の病状や心身の状態の把握に努め、的確な診断と適切な処置を行うとともに機能訓練等が計画的かつ効果的に行えるよう指導します。
- (3) 薬剤師は、施設長の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- (4) 看護師は、施設長の命を受け、利用者等の看護及び健康管理の業務を行います。
- (5) 介護職員は、施設長の命を受け、利用者等の日常生活全般を介護し、支援相談員等と協力して生活指導の業務を行います。

- (6) 介護支援専門員は、施設長の命を受け、看護師、介護職員、支援相談員等と協力して、利用者等の施設サービス計画の作成及び実施に関する業務を行います。
- (7) 支援相談員は、施設長の命を受け、介護支援専門員等と協力して入退所の事務手続き、利用者等及びその家族の処遇上の相談並びに地域関連機関との連携業務等を行います。
- (8) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、施設長の命を受け、利用者等の機能訓練及び日常生活動作能力の改善又は維持を図るため、個別計画の作成、目標の設定、計画的な評価等を行い、効果的な機能訓練を行います。
- (9) 管理栄養士は、施設長の命を受け、献立作成及び栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。
- (10) 事務職員は、施設長の命を受け、施設療養費等の請求その他必要な事務を行います。
- (11) 前各号に定める業務の他、担当する業務と他の業務との連携・調整を十分行い、利用者等に対し満足いただける施設運営を全職員で行います。

(入所定員)

第6条 入所定員は、90人（多床室定員21室82名 従来型個室定員8名）です。

(サービスの内容及び利用料等)

第7条 介護保険施設サービスの内容は、次のとおりとし、介護保険施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、その介護保険施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。また、食費及び居住費において国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階）の利用者自己負担額については別途資料（重要事項説明書）をご覧ください。

- (1) 医療 利用者に対して必要に応じて医師による診断・治療を行います。また、入院治療が必要となった利用者は、八千代病院又は他の病院・診療所に入院・治療を受けていただきます。
- (2) 機能訓練 利用者に対する機能訓練は、医師、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士の指導のもと、心身の改善又は維持に資するよう実施します。利用者には週3回以上計画的に行います。
- (3) 看護・介護 利用者に対する看護・介護は、その病状・心身の状態に応じて適切な実施のもと、QOL向上に資するように行います。
- (4) 食事 利用者に対する食事は、心身の状態・病状及び嗜好を考慮し、栄養面を配慮した食品・調理方法で予め作成された献立に従って提供します。
- (5) 衛生管理 利用者の清潔を保つため、寝具又は被服は常に清潔保持に努め、入浴又は清拭は週2回以上行い、シーツ交換は週1回行います。
- (6) 健康管理 利用者の健康管理には常に注意し、必要に応じて利用者の健康保持のため適切な措置をとります。
- (7) 支援相談等 支援相談員は、関連部署及び関連機関と協業、協議し、利用者の家庭復帰に向けて種々の角度から支援します。

- 2 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用として利用者に負担していただく費用は、次のとおりです。

従来型個室 1,575 円（税込）／1 日
2 人部屋 525 円（税込）／1 日

- 3 食費については以下のとおりです。

食費内訳：朝食 470 円 昼食 650 円（おやつ代40円含） 夕食 680 円

※お支払いは1日単位となります。

種類	内容	利用料
食費	基準額	1,800 円／日
食費	第1段階	300 円／日
	第2段階	390 円／日
	第3段階 ①	650 円／日
	第3段階 ②	1,360 円／日

- 4 居住費については以下のとおりです。

居室料金	基準額	個室	1,640 円／日
		多床室	370 円／日
	第1段階	個室	490 円／日
		多床室	0 円／日
	第2段階	個室	490 円／日
		多床室	370 円／日
	第3段階	個室	1,310 円／日
		多床室	370 円／日

- 5 理美容代は、実費です。

- 6 教養娯楽として日常生活で必要となる費用で利用者に負担していただく額は、1日につき154円です。

- 7 前各号の費用は、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に同意をいただきます。

(退所)

第8条 利用者等が施設の規律を守らない場合、又は入所の必要がなくなると認められる場合は、退所していただくことがあります。

(非常災害対策)

第9条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等の訓練を行います。また、非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

(感染症対策の徹底)

第 10 条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 1 月に 1 回程度、定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 当該施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 当該施設における感染症の発生及びまん延等に関する対策の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。
- (5) 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処に関する手順に沿った対応を行います。

(事故発生時の対応)

第 11 条 施設は事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した時、又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他従業者に対する研修を定期的に行います。

(その他の運営についての留意事項)

第 12 条 施設は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるとともに職務体制を整備します。

採用時研修 原則採用後 1 か月以内

継続研修 毎月 1 回、内外講師による研修（学習会）

- 2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施の上、当該担当者を定めます。
- 3 職員は、職務上知り得た利用者又はそのご家族等の秘密を厳守します。
- 4 職員であった者に職務上知り得た利用者又はそのご家族等の秘密を厳守させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を厳守するよう、職員との雇用契約の内容に含めます。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとします。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。